

5. 突合せにおける第3号被保険者記録の取扱いについて

(1) 問題の所在

第3号被保険者制度については、

- ① ご本人の年金記録のみならず、配偶者の方の年金加入の状況や扶養要件によりその資格が変動すること
- ② 資格取得・再取得はご本人の届出に基づき行われることを基本としていること
- ③ 保険料の納付を伴わないことから、新規届出後は市町村において積極的な資格確認を行っていなかったことから、コンピュータ記録と市町村名簿との間で、以下のような不一致が生じる事例が見られるところ。

【事例①】

↓新規届出時	↓御本人が仕事を始められたことに伴う資格変更	
第3号被保険者期間 1号/2号加入期間 第3号未届出期間		←御本人のコンピュータ記録
第3号被保険者期間		←市町村の紙台帳記録

【事例②】

↓新規届出時	↓配偶者の方が2号から1号被保険者になったこと等に伴う資格変更	
第3号被保険者期間 未加入期間		←御本人のコンピュータ記録
第3号被保険者期間		←市町村の紙台帳記録

(2) 対応方針

第3号被保険者に係る市町村名簿の記録については、第3号被保険者の資格の変動を的確に把握できていないケースが想定されることから、コンピュータ記録において、第3号被保険者からの資格変更（第3号被保険者資格の喪失）があった以降については、市町村名簿上、第3号被保険者期間の記録があっても、補正不要とする。

基礎年金番号

生年月日 昭一

性別 氏名

年度	納付			101112	1 2 3	記録Ⅱ			101112	1 2 3
	4 5 6	7 8 9	101112			年度	4 5 6	7 8 9		
昭62	/ / /	/ / /	/ + +	+ + +	平13	* * *	* * *	* * *	* * *	
昭63	+ + +	+ + +	+ + +	+ + +	平14	* * *	* * *	* * /	/ / /	
平 1	+ + +	+ + +	+ + +	+ + +	平15	/ / /	/ / /	/ / /	/ / /	
平 2	+ + +	Z Z Z	Z Z Z	Z Z Z	平16	/ / /	/ / /	/ / /	/ / /	
平 3	A A A	+ + +	+ + +	+ + +	平17	/ / /	/ / /	/ / /	/ / /	
平 4	+ + +	+ + +	+ + +	+ + +	平18	/ / /	/ / /	/ / /	/ / /	
平 5	+ + +	+ + +	+ + /	/ / /	平19	/ * *	* * *	* * *	* / /	
平 6	/ / /	/ / /	/ / /	/ / /						
平 7	/ / /	/ / /	/ / /	/ / /						
平 8	/ / A	* A /	/ / /	/ / /						
平 9	/ / A	A A A	A A A	A A A						
平10	A A A	A A A	A A A	A A A						
平11	* * *	* * *	* * *	* * *						
平12	* * *	* * *	A * *	* * *						

本表の記号の意味は以下のとおり
 A: 国民年金保険料の納付
 Z: 国民年金保険料の免除
 *: 国民年金保険料の未納
 +: 第3号被保険者資格
 /: 国民年金制度未加入

NH01 処理は正常に終了しました

F11= 5 操作

オンラインSOLS 年番

R 挿入英数 2010年09月16日16時05分

6. コンピュータ記録上、国民年金資格が喪失している事例のうち、特殊台帳が紐付いていない等のために、その履歴が確認できない場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

国民年金記録の突合せにおいて、紙台帳等の納付記録がコンピュータ記録よりも長い場合、以下の記録を総合的に参照することにより、補正の要否を判断していくこととしている。

- ・厚生年金の加入記録
- ・特殊台帳による確認（電算化のため特殊台帳が作成されなかった東京都の場合は還付整理簿の確認）
- ・コンピュータ記録上の保険料還付記録

しかしながら、上記のプロセスでは、共済年金に加入した事例や任意加入を途中で脱退した事例等のうち、特殊台帳がコンピュータ記録に紐付いていない等の場合には、その履歴を確認できないケースがあり得るところ。

一部の年金事務所に保存されている還付整理簿を使用してサンプル調査（148件）を実施したところ、4件（3%）について、本来は資格喪失により保険料還付がなされているにもかかわらず、特殊台帳が紐付いていない等の事情があり、その事実が確認できなかった。

(2) 対応方針

特殊台帳が紐付いていない事例があり得ること、国民年金の資格喪失については本人等からの届出の提出という明確な行為が前提となっていることを踏まえ、「補正要」という事跡を残した上で、通知は行わない取扱いとする（ご本人から突合せの申し出があった場合には、その旨を通知しご確認いただく）。